

2015 年度第 2 期成蹊大学法科大学院入学試験問題 民法

【問題 1】(配点：50 点)

A と B は、A 所有の土地甲を、代金 3000 万円で A から B へ売却する旨の売買契約を締結した。しかし、B にはそもそも契約当初から売買代金を支払うつもりはなかったのであり、A から B への所有権移転登記を終えた後も、代金の原資とするための B 所有の土地の売却手続きが遅れているので、代わりに代金に 200 万円を上乗せするという口実で、代金を支払わないままで、移転登記後 1 か月が経過した。

不安になって友人の弁護士に相談した A は、そのアドバイスに従い、A B 間での土地甲の売買契約を詐欺による意思表示によるものとして取り消した。しかし、A の取消しの意思表示の直後に、B は、A が B に対して取消しの意思表示をしたという事実を知っている C へ譲渡し、土地甲の所有権を B から C へ移転する旨の登記もした。

以上の事実を前提に、以下の各問いに答えよ。

- (1) 判例法理によるならば、A は C から土地甲を取り戻すことができるか。判例法理の内容を説明したうえで回答せよ。
- (2) 判例法理の問題点として、どのようなことを指摘できるか。また、判例法理の問題点を回避するために、どのような法律論が考えられ、その法律論によると A と C のどちらが土地甲の所有権を取得することになるかを述べよ。

【問題 2】(配点：50 点)

A は、Y 銀行に対して、800 万円の定期預金債権(満期：平成 26 年 11 月末日。以下「本件預金債権」という)を有していた。A Y 間において、「A について、預金債権の差押命令が發送された場合には、Y から通知催告等がなくても、Y に対する一切の債務について当然に期限の利益を失う。期限の利益の喪失によって、Y に対する債務を履行しなければならぬ場合には、期限のいかんにかかわらず、その債務と預金債権とをいつでも相殺できる。」という相殺予約がなされていた。

平成 26 年 8 月 1 日、A は、Y 銀行から、金員 2500 万円を借り受け(支払期限：平成 27 年 7 月末日。以下「本件債務」という)、本件債務を担保するため、A 所有の土地甲に抵当権を設定し、その登記手続を了した。同月 5 日、B は、A の委託を受けて、本件債務を連帯保証した。

同年 10 月 20 日、X は、A に対する売掛代金債権を回収するために、本件預金債権につき差押えの申立をした。同月 23 日、この差押えに係る差押命令は、A 及び Y に送達された。

同月 30 日、Y は、A に対して、上記 2500 万円の貸付債権のうち 800 万円を自働債権とし、本件預金債権を受働債権として、相殺の意思表示をした。Y は、X に対し、相殺によって本件預金債権が消滅したことを主張できるか。